

大川広域行政組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

〔平成17年 3月28日〕  
条例第 8 号

改正 平成28年 3月11日条例第 2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年6月末までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (6) 職員のサービスの状況
- (7) 職員の研修の状況
- (8) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (9) その他管理者が必要と認める事項

(公表の時期)

第4条 管理者は、第2条の規定による報告及び地方公務員法第58条の2第2項の規定に基づき香川県が制定する条例の規定による香川県人事委員会の報告（以下この条において「香川県人事委員会の報告」という。）を受けたときは、毎年9月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び香川県人事委員会の報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第5条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 大川広域行政組合公告式条例（昭和45年大川地区広域行政振興整備事務組合条例第3号）第2条に定める掲示場に掲示する方法
- (2) 大川広域行政組合広報に掲載する方法
- (3) その他管理者が認める適当な方法

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月11日条例第2号） 抄  
（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。